

育児休業等代替任期付職員 採用試験（選考）

申込は
11/4 火
まで

育児休業等代替任期付職員とは？

- 育児休業を取得した職員等の代替として配置されます。
- 任期が定められていることを除けば、職務内容や勤務条件（給与・勤務時間・休暇等）は、一般の職員と同様の扱いです。

本試験から制度が変わります！

よりご自身の力を発揮しやすい環境づくりのため、
任期を拡大し、年4回のいずれかに採用日を固定します。

	旧制度		新制度	
名称	育児休業代替任期付職員		育児休業等代替任期付職員	
任期	1年以上3年未満 ※1	➡	原則 3年間（固定）	拡大
採用日	順次採用 ※1		4月・7月・10月・1月 ※2	固定化
※1 職員の育児休業期間に応じて決定			※2 各月の初日に採用	

試験スケジュール

年齢上限なし！特別な公務員試験対策も不要！

試験区分	総合事務、福祉、土木、建築、電気・機械など
申込受付	10月7日～11月4日
適性検査(SPI3) ※3	11月14日～23日
作文・面接試験	12月10日、11日のいずれか
最終合格発表	12月下旬

※3 適性検査は総合事務区分のみ。その他の区分は受検不要です。

